

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え ～本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢～

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (※注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとし、いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。
- (※注2) 一定の人間関係のある者とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (※注3) 心理的な影響を与える行為とは、「仲間はずれ」「集団による無視」「冷やかす」「からかい」「悪口」「脅し文句」「嫌なことを言われる」など直接的にかかわるものや、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを、されたりさせられたりする」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」など、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (※注4) 物理的な影響を与える行為とは、「軽く体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする」など身体的な攻撃のほか、「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」ことなどを意味する。

### <学校及び教職員の責務>

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

#### <沼津市立第四中学校 学校からいじめをなくす提言>

四中人権宣言 私たち四中生は

- 一、お互いの人権を尊重し、思いやりの心を育てます。
- 一、不当な上下関係をなくし、明るい学校生活を築きます。
- 一、協力して物事に取り組み、お互いの信頼関係を深めます。

#### 【相談窓口】

第四中学校 931-1554  
校長、教頭、生徒指導主事

## 2 いじめの未然防止の取り組み

いじめを防止するには、全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策であると考え。全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくために、以下の事項に重点的に取り組む。

### (1) わかる授業づくり…「全ての生徒が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・伝え合う姿、練り合う姿の場面設定（コミュニケーション活動、言語活動の充実）
- ・毎時間の授業の振り返りシート（自己評価）の実施

### (2) 学習規律の徹底

- ・2分前着席
  - ・元氣な挨拶で気持ちの切り替え
- ・発表の仕方、聴き方（目で聴き考える）

### (3) 誰もが居場所のある学級集団づくり

- ・道徳の時間の充実（重点項目：(2) 節度節制、(9) 相互理解・寛容）
- ・学級活動や朝・帰りの会、学級便り等による教員が生徒を賞賛する場、生徒同士が互いに認め合う場を設ける。

#### (4) 自浄作用が機能する生徒会活動の充実

- ・異学年交流活動の充実
- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

#### (5) 日常生活でのステップアップ

- ・時を守り・・・意識して時間を守る(8:10朝の会開始、授業、給食、部活動、下校)
- ・場を清め・・・進んで掃除をする(きれいな教室廊下環境)
- ・学を積み・・・進んで授業に取り組む(興味関心をもって主体的に参加する授業)
- ・礼を尽くす・・・気持ちを込めた挨拶(時と場に応じた挨拶、正しい言葉遣い、感謝の心、合唱)

### 3 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、生徒の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、基本に基づき速やかに対応することと考える。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行う。

#### (1) 朝・帰りの会や授業中、休み時間などの観察

- ・発表時や小集団活動時の返事や挨拶等の声、表情
- ・休み時間や給食時の言動や表情(5W1Hを意識して)
- ・スタディープラン等の日記
- ・保健室等での様子

#### (2) 教育相談の充実

- ・年2回の教育相談週間の設定(5月、9月)
- ・スクールカウンセラーの活用(1年時に全生徒と面談)

#### (3) 教育相談アンケートの実施

- ・年3回のアンケート実施(5月、10月、1月)

アンケートは、記名をする。学級担任が回収し、学年部、全職員で結果について共有する。アンケート結果をもとに、生徒は教職員との面談を行う。

### 4 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

校長、教頭、生徒指導主事、不登校担当教諭、養護教諭、学年主任、(スクールカウンセラー)

### 5 いじめの対応

【相談・発見】 いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは面接や記名アンケート等により、早期に事実確認を行うとともに、いじめが認知された場合には、市教育委員会に報告する。

【確認・対処】 いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめ防止委員会で対応について話し合い、必要に応じてスクールカウンセラー、警察等の専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

【校内対処】 必要に応じて、いじめを行った生徒には、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して授業を受けることができるようする。

【保護者への連絡】 いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で問題が起こることがないように、保護者との必要な情報共有を行う。

【警察との連携】 認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報するなど適切な処置を行う。

【インターネット上の問題への対処】 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教室等、必要な啓発活動を継続する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の認知

「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」かつ、いじめを受ける生徒の状況から重大事態の判断をする。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」において、「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査して速やかに判断する。また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、適切に調査し対応する。

### (2) 教育委員会への報告

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告する。

### (3) 調査組織による調査

校長の指揮のもと、学校が主体となって、いじめの防止等対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で事態への対処や同種の事態の防止に向け調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

### (4) 被害生徒・保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を正確に提供する。

### (5) 報道対応

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、事件・事故について情報を提供していく。提供にあたっては、公開できる情報は伝えるが、プライバシーの保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し、理解を求める場合もある。

## 7 関係機関等との連携

いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを認識し、学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補充し合い、一体となった取り組みをする。教育委員会、警察署、児童相談所、医療機関等との協力体制を確立する。